

株式会社ビーロット定款

2008年10月	6日	作	成	
2013年	3月28日	変	更	
2013年	8月22日	変	更	
2014年	8月20日	変	更	
2015年	4月16日	変	更	
2016年	3月25日	変	更	
2018年	1月17日	変	更	
2018年	3月28日	変	更	
2020年	4月	1日	変	更
2022年	3月25日	変	更	
2023年	3月	1日	変	更
2023年	3月24日	変	更	
2025年	3月28日	変	更	

定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ビーロットと称し、英文では、B-Lot Company Limited と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の所有、開発、売買、賃貸、管理業及びその仲介
2. 土木、建築工事の企画、設計、施工及び請負
3. 不動産の取引に関する研究、コンサルタント業
4. 有価証券、金融資産に関する投資顧問業務並びに資産運用、経営及び財務に関するコンサルティング
5. 経済・産業・不動産及び有価証券投資に関する調査業務
6. 不動産信託受益権その他の有価証券の保有及び管理
7. 不動産投資顧問業
8. 金融商品取引法に基づく第二種金融取引業
9. 金融商品取引法に基づく投資助言業、代理業、投資運用業
10. 不動産特定共同事業
11. 不動産開発プロジェクトに関する調査、企画、事業計画の立案、事業運営に関するマネジメント及びこれらのコンサルティング
12. 不動産の鑑定業務
13. 損害保険業及び損害保険の代理業
14. 広告宣伝事業
15. 投資業
16. 生命保険の加入見込者の紹介及び集金
17. 旅館業、飲食業
18. 書籍の出版及び販売
19. 投資事業組合、投資事業有限責任組合及び匿名組合に係る資産の運用及び管理並びに運営
20. 投資事業組合、投資事業有限責任組合及び匿名組合への出資
21. 人材の派遣、斡旋業務並びに人材に関するコンサルタント業務
22. 教育・研修・人材教育の受託、実施及びその運営管理業務
23. リース業、リース代行業務及びレンタル業

24. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,800万株とする。

(単元株数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(自己の株式の取得)

第12条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

②取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ②株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

- ②当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、増員の場合にあっては他の在任取締役（監査等委員であるものを除く。）の、補欠の場合にあっては退任した取締役（監査等委員であるものを除く。）の、任期の満了する時までとする。
- ④退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ⑤補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 2 2 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ②取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長を 1 名、取締役会長を 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 2 3 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- ②取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 2 4 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 2 5 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の取締役への委任）

第 2 6 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当会社の期末配当金の基準日は、毎年12月31日とする。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第10回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。